

近世山村における豪農経営と地域社会

延岡藩領日向国臼杵郡高千穂郷甲斐家を事例に

The management of wealthy farmer and local society in early modern mountain village

大賀 郁夫

近世期の山村社会において、経済的ヘゲモニー主体はどのような存在であったのかを、日向国臼杵郡高千穂郷岩戸村の酒造家甲斐家を対象に分析を行った。甲斐家は元禄五年に分家し、享保期以降酒造業に着手する。甲斐家は藩への献納により宝暦期には郷士小侍に取立てられ、以後献納を繰返し天保期には給地四石二斗・一〇人扶持・初五俵に至るが、献納を可能にしたのは家業の酒造業と高利貸業であった。甲斐家は居村をはじめ周辺村々で高利貸業を展開し、質地の担保は耕地であったが積極的な地主経営には発展しなかった。また酒造業面では、藩の払米や肥後熊本藩領の馬見原町などから移入して一二〇〜一六〇石ほどの酒造を行っていた。酒は周辺村々に販売され、その消費量から儀礼や贈答のほか、飲酒が広く行われていたことがわかる。甲斐家からの借銀や酒代返済には、山産物とくに麻苧・煙草・茶・菜種などが充てられて相殺された。甲斐家では集荷された山産物を、城下商人や在郷町商人たちに売却し、代わりに生活必需品はもとより海産物や書籍類などまで購入しており、生活文化水準の高さが窺われる。幕末期には用水路開削など地域への社会貢献も行っている。

キーワード 酒造業 郷土取立 産物集荷 高利貸

目次

はじめに

一 甲斐家の系譜と発展

(一) 甲斐家の系譜

(二) 小侍と酒屋

二 豪農経営の展開

(一) 甲斐家の地主経営

(二) 高利貸業の展開

(三) 酒造と販売

三 山産物の集荷と販売

(一) 酒代勘定の仕組み

(二) 産物の集荷と販売

結びにかえて

はじめに

近世期における地域社会の構造と特質をどのように理解するかについては、従来様々な分野と視角からアプローチがなされ、膨大な研究成果が蓄積されてきた。なかでも、政治権力と民衆社会をリンクさせる存在として、大庄屋や庄屋・村役人らを「中間層」として設定し、彼らが地域で担った役割や彼ら自身の変化についての研究も盛んに行われている。近年では、いわば経済的ヘゲモニー主体と政治的ヘゲモニー主体が異なる実態が指摘され、⁽¹⁾地域特有の歴史性や自然環境などを考慮しつつ、地域におけるヘゲモニー主体の多様性を、政治的・経済的両側面から腑分けして検討することが求められている。

筆者はかつて、日向国高千穂郷の庄屋と郷士を取上げ、山村地域の中間層の様相について検討したことがある。⁽²⁾そこでは、同郷の庄屋の多くは中世期の在地領主やその家臣の系譜を引き、給地や帯刀御免の特権を有し世襲が原則であったこと、彼らは村を越えて郷単位で連携し郷の実質的運営者であったが、あくまで藩権力を背景とするものであったこと、また郷士は当初庄屋と同じような由緒を有し、おもに郷内の治安維持に当たったが、藩財政の窮乏が深刻化するにしたがい領内からの献納銀が奨励され、それに応じたものを郷士に取立てたため郷内身分秩序の混乱を招き騒動へと発展したこと、村方騒動の激化によりやがて庄屋による郷運営が破綻に追込まれたことなどを明らかにした。これらは、どちらかといえば地域社会における政治的ヘゲモニー主体の研究であり、当該地域の経済的ヘゲ

モニー主体の研究は未だ課題として残されている状況にある。

そこで本稿では、高千穂郷岩戸村の郷士で酒造業を家業とし、周辺村々に対し広範に高利貸業を営む甲斐家を対象に、同家がどのような経緯で経済的ヘゲモニー主体となっていくのか、また同家の経営が周辺地域のなかでどのような意味を持ったのかなどについて、具体的に検討していくことを課題とする。なお、特別に断わらない限り、用いる史料は宮崎県西臼杵郡高千穂町岩戸の甲斐義久家文書である。

一 甲斐家の系譜と発展

(一) 甲斐家の系譜

現在、同家には安政七年に作成された「由緒書上控」と、慶応二年作成の「由緒書上」、および同村で作成された「岩戸村社山伏小侍足軽百姓家名録」⁽³⁾等が残る。これらを中心に、同家の系譜をみていこう。

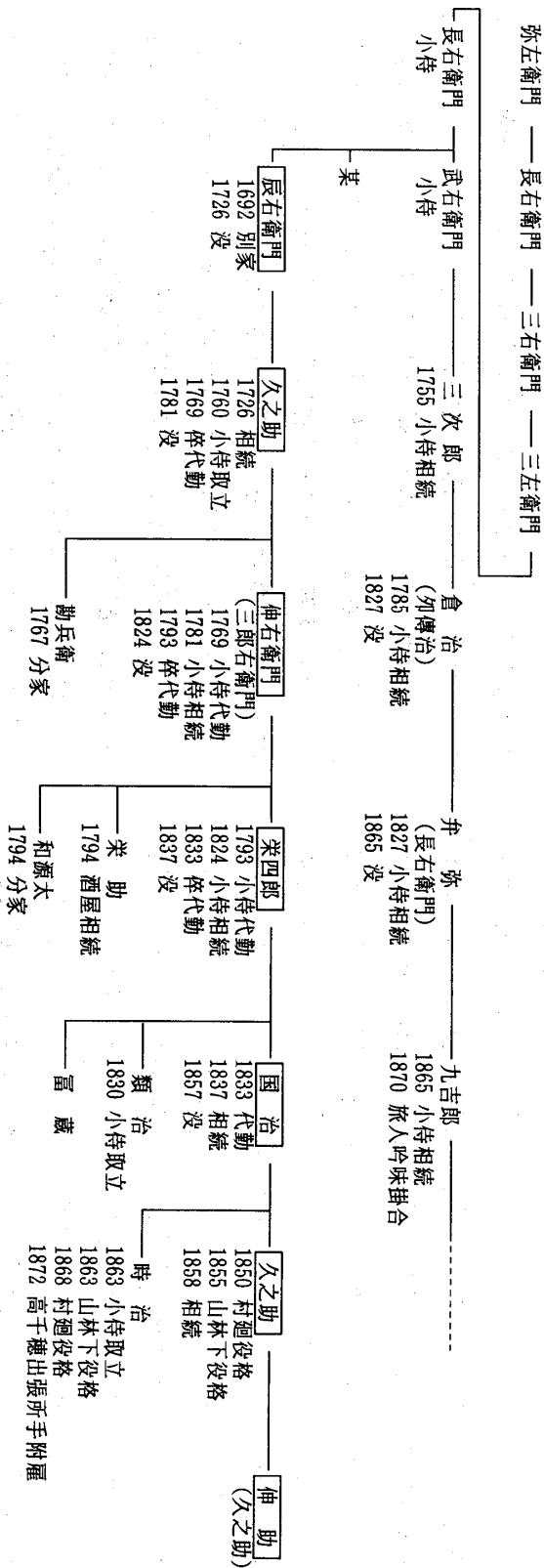
高千穂郷岩戸村岩神の甲斐家は二家あり、今回対象とする甲斐(義久)家(屋号若松屋)は元禄五年に小侍家の甲斐長右衛門の三男辰右衛門が「百姓別家」したことに始まる(系図参照)。本家長右衛門家は、元禄十一年四月二十四日改「高千穂小侍面附」⁽⁴⁾による「岩戸岩神甲斐弁弥先祖」(弁弥は慶応元年没)とあり、さらに「元祖弥左衛門・長衛門・三衛門・三左衛門□傳候弁弥」とあることから、同家は近世初頭から同地域に居住していたことがわかる。享保二年、辰右衛門は「岩戸酒屋」として隣村山裏村諸白の与次右衛門から銀二貫目を借用しており、農業の傍らに酒造業に着手し

ていたことが窺える。辰右衛門は享保十一年に病死し、倅の久之助
 惟重が百姓相統する。元文元年九月、久之助は宮崎郡船引村の黒木
 弥左衛門から酒株（造高七石余）を買請け、本格的に酒造を始める。
 酒造業は軌道に乗ったよう、宝暦十年五月には、藩へ御用調達銀
 を献上することで給地一石を賜り、百姓から小侍に取立てられた。
 以後、久之助は藩への献納を繰返し、明和元年に三田井村銀札所御
 用掛を勤めて二人扶持を下賜されたのを皮切りに、翌二年には調達
 銀献納により褒美銀三〇目下賜、同六年には病身を理由に倅三郎右
 衛門が小侍代勤となるが、献納により同七・八年にそれぞれ三人扶
 持を増加されて、計一〇人扶持となっている。

天明元年、久之助が没して倅の三郎右衛門が小侍（給地一石・

一〇人扶持）を相統した。この三郎右衛門とその倅栄四郎の代は、
 近同家が急成長を遂げる時期に当たる。三郎右衛門は、翌天明二年
 に献納により給地一石を増加され、藩馬一疋を下賜されている。寛
 政五年に病身のため倅栄四郎に小侍を代勤させる一方で、同年に産
 物方掛合を命じられ、献納により文化元年山林下役格、同八年には
 高千穂郷小侍中最高格の村廻役格となった。また文化四年には給地
 一石加増、同一三年給地五斗を増加される一方、翌十四年には紋附
 麻袴一具、文政七年紋附小袖を拝領している。
 同年、三郎右衛門の病死をうけて栄四郎が小侍・給地三石五斗・
 一〇人扶持・村廻役格を相統する。栄四郎も藩への献納を繰返し、
 天保元年には献納銀に対する褒美に養子類治が給地一石で小侍に取

図 岩戸村倅 甲斐家系図



(註) 「岩戸村寺社山伏小侍足輕百姓家名録」(岩戸文書)、安政七年「由緒書上控」(甲斐義久家文書)、慶応二年「由緒書上」(同)より作成。

立てられて別家を立て、同三年には給地七斗を増加されて計四石二斗になった。天保四年には倅国治が小侍を代勤するが、同八年に栄四郎が病死すると、「代勤無滞出精」により小侍と給地三石七斗・一〇人扶持・初五俵と、紋附・小袖・麻袴の着用を許されている。国治の代も藩との濃密な関係は続き、銀を献納するほかに、天保十一年の幕府巡見使通行時や弘化三年の藩主内藤政義による高千穂郷巡見、安政元年の銀山視察などに自宅を本陣として提供している。それらの「奉公」に対して、国治は山林下役格・村廻役格となり、腰張馬御免、紋附帷子・藤模様（藩主家の家紋）附盃・錫鉢子などを下賜されている。このように、甲斐家は繰返し藩への献納をおこないながら、藩と太いパイプで結ばれ、郷土小侍としての社会的地位を不動のものとするのである。

（二）小侍と酒屋

小侍であり高利貸・酒造家として、高千穂郷中でも屈指の資産を築いてきた甲斐家であったが、家業である高利貸・酒造経営に精進しながら、一方で小侍身分とそれに付随する家格や給地・扶持・下賜物等の維持・管理に大きな労力を要したことは想像に難くない。特に、献納によって山林下役格や村廻役格となり、高千穂代官のもとで行政に携わる機会が増えるほどに、当然家業の経営に支障を来たすことになる。日常において、家業と小侍勤をどのように遣り繰りするかは、家の存続・繁栄の問題として最重要課題であった。

先述したように、分家して二代目となる久之助は、宝暦十年に小侍に取立てられた後、明和六（一七六九）年病身を理由に倅三郎右

衛門に代勤させているが、代勤期間は久之助が病死する天明元（二七八一）年までの一二年間におよんでいる。三郎右衛門も同年に小侍を相続した後、寛政五（一七九三）年には同じ理由で倅栄四郎に代勤させ、これは三郎右衛門が没する文政七（一八二四）年まで、実に三一年間も続くことになる。同年に小侍を相続した栄四郎も、天保四（一八三三）年に倅国治に代勤させているが、その四年後に没している。表向きは病身を理由にしているが、息子に小侍を代勤させることで藩権力との繋がりを保持しながら、自らは家業に専念したものと考えられる。次代の国治以降は小侍を代勤させることはなくなるが、それは三郎右衛門によって小侍家と酒造家が分家されたからであった。

三郎右衛門が分家を決意したのは、寛政六年に長男栄四郎とその弟栄助間で起こった家督争いだと考えられる。その詳細については明らかでないが、「要用雜記」⁽⁵⁾に「去年中、岩戸村甲斐栄四郎殿兄弟家督争ひ之砌」とあるように、深刻な家督相争いがあったようである。兄弟のうち、どちらを本家Ⅱ小侍家として藩に奉公させ、分家に家業の酒屋を継がせるかは、社会的地位とともに相当な資産が絡むだけに、三郎右衛門は苦慮したに違いない。三郎右衛門が選んだのは、自分が隠居して生前分与を行うことで、長男栄四郎に小侍を相続させて本家とし、弟栄助には家業である酒屋を継がせることであった。

第1表は、寛政六年八月付で作成された「家督譲引分帳」をまとめたものである。まず、「本家附栄四郎」の分をみてみよう。栄四郎は、小侍家として本宅屋敷をはじめ給地・扶持・刀・脇差・鍔・

乗鞍・拝領馬など、小侍に付随する一式を相続している。このほか小侍としての奉公する資金として、甲斐家がいままで周辺地域で行っていた融通行為である「貸附証文銀」を残らず相続した。ただし、「七折村之内権屋・深角右衛門之貸附之分」、誤合茂有之候ニ付、隠居之方江相付置申候」とあり、これらは三郎右衛門の隠居分として確保されている。また下男下女や牛馬のほか、甲斐家の元高に付いた山野・切野のほか、買取分の田畑や山野も残らず本家に付けら

れている。これに対して弟栄助は、酒屋として酒屋屋敷・酒蔵・酒道具一式と去丑九月から寅八月までの一年分の酒代掛方、畑二枚・水車場と的弓矢一ヶ所・下男下女・馬を付けられている。このほか小侍家・酒屋間の扶助として、家財諸品および当寅年の秋作は、六分が本家、四分が酒屋の配分となっている。また本家から酒屋へ、堅木薪五〇駄（一駄＝二〇貫目）を栄四郎一代限り渡し、酒屋から本家へは粉糠一〇俵・焼酎柄一五甕と、酒屋で入用分以外

第1表 寛政六年甲斐家財産一覽

本 家 分	酒 屋 分	和 源 太 分	隠 居 付
本宅家屋鋪 給地高2石 扶持方11人分 刀2腰（先祖重代） 脇指2腰（"） 鑓1筋（"） 捨1本（"） 乗鞍1疋分（小道具共に） 拝領馬1疋 貸附証文不残（七折村権屋・深角村分は隠居方付） 諸品諸道具（6分渡） 男2人 女1人 雌馬2疋（黒原・栗毛・かしけ） 雄牛1疋 小ぬか10棧（1年分・酒屋より栄助一代末々迄） 焼酒から15甕（"） 堅木薪50駄（"） 寅秋作（6分渡） 元高附の山野・切野共に不残	酒屋家屋鋪 酒蔵・酒道具共に 蔵の後口分（木山柴原道限り） 水車場（あらせ共不残） 脇指1腰 的弓矢1揃 肥やし（酒屋入用の外は本家へ相渡） 酒代掛方（去丑9月～寅8月迄分） 諸品諸道具（4分渡） 男1人 女1人 雌馬1疋 小ぬか10棧（3斗入・末々迄本家へ相渡） 焼酒から15甕（"） 堅木薪50駄（年々本家より請取栄四郎一代切） 寅秋作（4分渡） 畑1枚（酒屋屋敷畑4升時） 畑1枚（酒屋前井出端1斗3升時） 本家普請節の世話	陣高1石2斗5升（当分本家作） 原田向キあらせ不残（"） 脇指1腰 雄馬1疋（栗毛）	畑1枚（中蔵33家当分本家作） 貸附分（七折村権屋・深角分） 頼母子分（頼母子掛出惣体）
酒屋普請節の世話 田畑山野年切の節普請世話 和源太引分の節普請世話 おもん・おうき 酒1年に1石宛（酒屋より請取）	和源太引分の節普請世話 おふさ・おきが 酒1年に1石宛（三郎右衛門存命中酒屋より渡）	車桶1ツ（引分の節本家より渡） 戸棚1ツ（"） 四拾掬1束（"） 八拾掬1束（膳共・"） 普請の節本家・酒屋より世話	

（註）寛政六年寅八月吉日「家督譲引分帳」（甲斐義久家文書）より作成。このほか、「おふさ・おもん・おきう・おうき」の女子には、馬1疋宛と参宮銀七錢300目宛が与えられている。但し、銭は隠居より相渡すとある。

の肥料、それに一年に酒一石宛を渡すことを定めている。このほか各家で普請がある場合は、それぞれ双方が加勢すること、末弟の和源太が分家普請の際には双方が世話をするなどが取決められていた。なお和源太には一石二斗五升蒔の田畑と、同村の弥三右衛門らから買取った荒瀬、さらに脇指・馬・車樋・戸棚・椀膳を与えるが、これは本人が分家するまで本家で管理するものとしている。隠居三郎右衛門分としては、七折村の椎屋・深角門へ貸附分と畑一枚（ただし、当分は本家作）、頼母子掛出分を確保している。なお財産は、男兄弟だけでなく「あふさ・おもん・おきう・おうき」ら姉妹にも各々馬一疋宛と、参宮銀として七錢三〇〇目宛を与えている。この場合、馬は銘々渡すが、銭は集金していないため追々隠居が渡すとしている。甲斐家の資産の大きさに驚かされるが、本家・酒屋のみならず、娘たちや末子和源太に対する三郎右衛門の細やかな配慮と慈愛の情念が伝わってくる。

このように甲斐家では、本家Ⅱ小侍家と家業酒屋を分離し、相互扶助させることで相続争いの解決を図った。小侍は当人の生前中に代替わりができないため三郎右衛門が小侍であったが、実質的には栄四郎が代勤した。この栄四郎の時期に、甲斐家は山林下役格や村廻役格となり、給地四石二斗・一〇人扶持・初五俵の高千穂郷屈指の小侍となるのである。

それでは、藩に対する頻繁な献銀を可能にした甲斐家の資本は、どのようにして獲得され蓄積されたのであろうか。次章では、甲斐家の具体的経営について検討していく。

二 豪農経営の展開

(一) 甲斐家の地主経営

甲斐家の場合、土地集積はどのような状況であったのだろうか。享保十七年から寛政十二年までの名請高を書き上げた「高書上帳」から、その状況をみてみよう。

元禄五年に百姓別家した辰右衛門が、当時の程度の名請高を有していたかは明らかでない。名請高が確認できるのは、辰右衛門の跡を嗣いだ久之助の代の享保十七年であり、一石八升二合九勺であった。このうち本高は一斗九升五合三勺四才にすぎない。他は中之藪門源八分の八斗四合七勺五才と、申年（享保十三年か）から出作となった左吉分一石八升二合である。さらに巳（元文二年か）年暮に金左衛門分一石四斗八升五合九勺二才、酉（寛保元年か）年から清兵衛分四斗九升六合、亥（同三年か）には源八分に加えて岩神門の軍七・半之允および下陣門の惣五郎分の出作計三斗三升三合一勺六才が「永代ニ入」となっている。これらは「永代」すなわち永代買入れであり、久之助の名請高に組入れられた。

宝暦二年時の同家の名請高は第2表の通りである。久之助の本高一石九斗六升八合六勺七才に加え、源八・軍七・半之允分と、中ノ藪門吉右衛門の一石六斗六合二勺四才、有富門銀右衛門の八斗六升四合、下陣門惣五郎出作分六斗八升八合、同門清兵衛出作分四斗九升六合、有富門次郎兵衛の二斗四升六合、岩神門孫六分一石四斗四升二合五勺九才の計八石二斗七升七合一勺四才となっている。本高の約三倍以上の名請高である。なお、この久之助の名請高は、跡継

第2表 宝暦二年甲斐家名請高

	久之助分	内 訳			備 考
		三郎右衛門	勘兵衛	忠次郎	
本 高	石 1.96867	石 1.69322	石 0.27545	石 -	内田高0.21333
中ノ 藪門 源八分	0.80475	0.03000	0.77475	-	内田高0.13867
岩 神 門 軍七分	0.04000	0.04000	-	-	
同 門 半之允分	0.12089	0.06979	0.05110	-	
中ノ 藪門 吉右衛門分	1.60624	0.66056	-	0.94568	
有 富 門 銀右衛門分	0.86400	0.45200	0.41200	-	
下 陣 門 惣五郎分出作	0.68800	0.68800	-	-	出作・田高
同 門 清兵衛分出作	0.49600	-	0.49600	-	出作・田高
有 富 門 次郎兵衛分	0.24600	0.24600	-	-	永代
岩 神 門 孫六分出作	1.44259	1.44259	-	-	巳年より出作
合 計	8.27714	5.32216	2.00930	0.94568	

(註)「高書上帳」(岩戸支所文書)より作成。但し、合計のうち三郎右衛門・勘兵衛は計算上の数字。

の三郎右衛門に約三分二に当たる五石三斗二升二合一勺六才、弟勘兵衛へ二石九合三勺、忠兵衛(統柄は不明)に九斗四升五合六勺八才に配分された。その後若干高の出入りがあったが、明和四年に久之助の名請高七石二合八勺七才のうち、本家跡取りの三郎右衛門に四石五斗六升一合五勺七才を残し、弟勘兵衛に二石四

第3表 天保期甲斐栄四郎名請高

名 請 人	高	備 考
甲斐栄四郎元高	石 4.56157	元高
有富門角兵衛高	- 0.24600	下陣門伊兵衛へ入ル
下陣門伊兵衛	- 0.04000	下陣門伊兵衛へ入ル
小 計 ①	4.27557	元高残り
下陣門伊兵衛引	0.08000	伊兵衛引入ル
中ノ 藪門常吉引	0.72267	常吉高引入ル
野後門辰五郎引	0.10000	辰五郎高引入ル
岩神門金兵衛引	0.04000	金兵衛高引入ル
岩神門左兵衛引	0.33667	文化9年引入ル
岩神門虎八引	0.50667	文化13年引永代入ル
幸助高引入	0.22143	天明3年
金兵衛高引入	0.09600	文化2年
寅八高引入	0.16667	文化13年
伊幸次引入	0.58400	文政11年
小 計 ②	*6.47891	文政13年改
源作高入	0.14000	天保2年
栄松高入	0.17000	天保3年
喜太郎高入	0.17000	同年
源作高入	- 0.02000	
合 計	*6.93891	

(註)「高書上帳」(岩戸支所文書)より作成。-は他者へ譲渡した分。
*は史料上の数字で、合計は一致しない。

斗四升一合三勺を付けて分家させている。天明元年八月、三郎右衛門が当主となり小侍・給地一石・一〇人扶持を相続した。翌年には「御用向出精」として一石を加増されている。小侍給地二石というのは事実上年貢・諸役の免除地であり、さらに下作高として名請高のうち四石分が年貢免除された。甲斐家の場合、この下作高四石のうち三郎右衛門が三石二斗四升五合五勺七才、分家した勘兵衛が七斗五升四合四勺三才で配分している。下作高は小侍家だけでなく、分家にも適用されたことがわかる。

以後、三郎右衛門は漸次周辺の門から「永代人」地を増加させ、天明四年には弥三右衛門分五斗八升、寛政四年に長五郎分三斗四升、同六年に伴吉以下三人より九斗四升一合、翌七年には弥三右衛門分三斗二升の合計六石七斗四升二合五勺七才、さらに同十二年には七石四斗八升二合五勺七才となっている。天保期になると、第3表に示すように有富門角兵衛高二斗四升六合と下陣門伊兵衛高四升が伊兵衛方へ戻されて、元高は四石二斗七升五合五勺七才に減じ、総計でも六石九斗三升八合九勺一才となっている。なおこの高を、栄四郎が三石一斗二升六合三勺三才、養子類治二石五升六合六勺八才、富蔵一石七斗五升五合九勺に分割している。このように分家創出により名請高は縮小するが、明治初年の地租改正時には、田二四枚・四反八畝一八歩、畑四一枚・五町三畝二六歩、山原野二五カ所・小町四畝二七歩、宅地五カ所・四反五畝七歩、合計一一町二畝一八歩となっている。

耕地に乏しく山畑や原野が圧倒する高千穂郷において、甲斐家では特に一八世紀後半以降、小規模ではあるが、漸次土地集積が行われたことがわかった。しかし、同家は絶えず分家を創出して分地を繰返しており、その結果名請高七石余という集積した土地の規模、および残された質地証文類をみる限り、甲斐家が積極的に土地集積を推進し、精力的に地主経営を行っていた形跡は認められない。集積した規模については、例えば高千穂郷五ヶ所村の小侍・村廻役の矢津田家が九石余・庄屋家が九石弱であり、村役人家でも五〜六石余の名請高を有しているが、⁽⁶⁾同村の平均名請高は二石八斗余であり、それと比べても甲斐家が圧倒的な名請高であったわけではない。ま

た同家に残された証文類のうち、永代売渡証文は一・五%余、売渡証文類は一・四%余に過ぎず、その多くは一年以内の借用証文類や質地証文類である。質地証文の場合、請戻し慣行が明記されているが、請戻しを行うより質入期間の更新や長期年賦化が図られる傾向があった。⁽⁷⁾高千穂郷近辺の肥後領益城郡浜町で、甲斐家と同様に酒造業を営む万屋下田家の場合でも、集積した名請地は三町六反八畝歩余で地主的性格はほとんどみられず、同家の急激な資本の増大は高利貸資本への転化と酒造業にあった。⁽⁸⁾

こうしたことを考えると、甲斐家の資本増大も、高千穂郷内での広範な土地集積による地主経営の成果ではなかったと考えられる。それでは同家の資産増大の契機はどこにあったのだろうか。以下、高利貸業と酒造業について具体的に検討していこう。

(二) 高利貸業の展開

甲斐家の高利貸し業について、全容を把握することは困難であるが、同家に残る組別の「証文銀諸品覚帳」や「引合帳」「質地年割山草場証文集」などの帳面類や、夥しい売渡証文類や質地証文類などからその概要を窺うことができる。

第4表は、文化六年の岩戸村五ヶ村組の借銀についてまとめたものである。吉次郎以下二二人の借銀額と利銀、入銀勘定と残額が記載されている。吉次郎の六一〇目のほかは小口の者が多く、平均借銀額は一三五匁余である。この借銀額に利銀を加えた小計①に対し、傳次郎や吉左衛門のようにその一部を芋や煙草・塩などを入れて相殺する者もいるが、大半はそのまま借銀となり、「頼母子書入」や

第4表 文化六年岩戸村五ヶ村組借銀

借主	借銀額	利銀	小計①	その他②	合計①+②	備考
五ヶ村組	匁	匁	匁	匁	匁	
吉次郎	610.000		610.000		610.000	辰ノ元 東岸寺頼母子書入
今朝之丞	10.000		10.000		10.000	巳年分歳賦高40目年賦
今朝八	195.300		195.300		195.300	辰ノ元 畑書入
小次郎	186.000	44.600	230.600	69.400	300.000	吉左衛門頼母子名前内15匁書込
弥傳	86.800	20.800	107.600		107.600	吉左衛門頼母子名前内15匁書込
勝右衛門	126.500	30.500	157.000	73.500	230.500	吉左衛門頼母子名前内10匁書込
由五郎	50.000	12.000	62.000		62.000	午年4/27塩6俵・煙草15斤取
安左衛門	130.300	31.200	161.500	38.700	200.200	午6/29、71匁2受取、残129匁
沢之丞	30.670		30.670	30.670	61.340	高460目15年賦の辰・巳年分利
新五郎	70.700		70.700		70.700	辰ノ元 正之助頼母子書入
喜三次	74.000	17.760	91.760	-6.760	85.000	岡札にて受取、相済
亀松	85.300	20.500	105.800		105.800	辰ノ元 酒代所ニ入
傳次郎	220.000		220.000	*-192.700	27.300	卯11月～頼母子書入、巳学代引合過
虎松	86.000		86.000		86.000	辰ノ元
吉左衛門	200.000	48.000	248.000	-48.000	200.000	利分は煙草65斤・塩2俵にて取
両右衛門	116.000	27.840	143.840	-27.840	116.000	辰10月畑書入、元ノ元
吉左衛門	20.000		20.000		20.000	辰12月吉左衛門頼母子書入
虎之丞	60.000	20.350	80.350		80.350	巳6月～午9月迄
傳次郎	220.000	52.800	272.800	-154.600	118.200	巳学代31匁6引、外230匁巳酒代加 ノ316匁6板木頼母子書入
四郎次	108.000		108.000		108.000	巳11月～畑書入
甚吉	143.000		143.000		143.000	巳11月～畑書入
次六	163.000		163.000		163.000	巳11月～尾戸口頼母子甚右衛門書入
計	2,991.570	326.350	3,317.92	-217.630	3,100.290	

(註) 文化六年巳九月「(五)ヶ村組証文銀諸品覚帳」(甲斐義久家文書)より作成。但し、諸品分は略す。

*印および計は、計算上の数字。

「畑書入」とあるように、頼母子や畑が改めて抵当に入れられた。五ヶ村組の場合、利銀を含めた借銀額三貫三一七匁余のうち、入銀は二一七匁余(約六・六%)に過ぎず、残り三貫九九匁余は年賦化されていたと考えられる。

甲斐家に残された証文類は九〇〇点余に上り、墨引などがないため返済できなかった証文類と考えられる。頼母子証文類を除いて、それらは大きく永代売渡証文類、売渡証文類、借用・預証文類、年賦証文類、および質地証文類に分類できる。現存している分という史料的制約があるため、全体の把握は困難であるが、おおよその概要を知ることが可能であろう。明和五年以降明治八年まで、年別・各証文類別に記された銀額を単純に合計したものが、第5表である。全時期を通して借用・預証文類が多いが、売渡証文類は天保期までが多く、また質地証文類は天保期以降増加することがわかる。弘化期以降は、銀(七銭)に加えて金がこれに加わってくる。一年平均の借銀額は、銀で約三貫七五一匁余、金が三四両余であった。岩戸村の年貢地子銀と小物成銀、および夫役銀の総計が約一〇貫目余であることを考えると、その額がいかに大きかったかがわかる。証文は、「年々上納銀差支」「年々追繰差支」など年貢上納の支障を理由とするものが大半であり、返済ができずに証文の書替え更新や長期の年賦化を余儀なくされるケースがほとんどであった。甲斐家では、後述するように借銀を山産物などで相殺する形を取っており、集荷した諸産物を売買する在郷商人としての要素も強く持つようになるのである。

第5表 甲斐家の証書類にみる貸銀状況

年	西暦	永代売渡証書類	売渡証書類	借用・預証書類	年賦証書類	質地球証書類	合計	
明和 寛政	5	1	750,000				750,000	
	8				3,400,000		3,400,000	
	11							
	12							
	13							
	享和 文化	2	2	4,527,000				4,527,000
		3						
		4						
		5	1	1,000,000				1,000,000
		6						
		7						
		8						
		9						
		10	1	250,000				250,000
11								
12								
13								
14								
文政		1						
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11	1	830,000				830,000	
	12							
	13							
	14							
天保	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	13							
	14							
合計							750,000 3,400,000 80,000 681,070 788,100 686,000 5,359,900 3,493,900 885,100 2,564,500 910,000 2,897,330 8,351,000 4,463,000 3,788,500 4,230,900 8,483,500 355,000 1,250,000 6,500,000 992,100 9,565,800 277,616 1,487,700 2,981,100 418,200 520,600 1,961,000 6,196,230 8,507,900 3,082,110 8,196,980 981,610 1,793,580 3,155,000 300,000 2,752,700 3,778,400 9,615,240 6,113,200 14,184,970 11,117,830 3,503,300 17,555,310	

宮崎公立大学人文学部紀要 第12巻 第1号

年	西暦	永代売渡証書類	売渡証書類	借用・預証書類	年賦証書類	質地球証書類	合計	
弘化	1	1	4,000.000					
	2			5両04・776.7		15両12・3,441.74	8,218.440	
	3			1,346.400		32両30・2,233.20	3,579.600	
嘉永	4			1,149.300		3,000.000	4,149.300	
	1		348.000	740.000			1,888.000	
	2			792.000		3,810.000	8,585.000	
	3			9両10・6,430		3,670.000	10,680.000	
安政	4			2両00・312.300		56両10・4,460.00	6,346.600	
	5		70.800	3両00・973.200		14両30・45.00	5,080.700	
	6			4両00・353.200		20両00	3,237.600	
	1			338.800		5両10	408.800	
	2			3分0・1,059.000		14両30・430.00	7,053.800	
	3			3分2・330.300		783.400	4,985.000	
万延 文久	4	1	83両32	28両23・1,672.600			1,672.600	
	5			2両00・154.000		156.000	127.000	
	6			13両00・1,116.000		276.000	2,556.000	
	1			1両200・295.000		**360.000	880.000	
	2		5両00	110.000		904.400	2,134.000	
	3			2,154.000		5両30・632.30	1,199.400	
元治 慶応	4			酒・131.000		3両20・985.00	742.300	
	1			14両10・361.000		11両00・1,034.40	3,270.000	
	2			5両00・445.000		66両10	1,395.400	
	3		15両00	6両00・1,445.000		21両10・660.00	2,125.000	
明治	4			10両00・463.740		115両10・2,555.0	2,105.000	
	5					40両05	3,018.740	
	6			3両10・1,070.000		54両00	1,070.000	
	7			1,150.000		22両32	2,150.000	
	1		9両00・1000.0				57.10	
	2			1両20			9.00	
	3			1両22			24.12	
	8			7両30			1.22	
合計							3,000・2両00	34.96円

(註) 甲斐義久家文書中の証書類より作成。但、頼母子・無尽関係分は除く。*添証文を含む。**一部虫損。
数字はすべて串紙に合計した計算上の数字。銀は七錢で、一部正銀・両札を含む。
金相場は、弘化2 (1845) 年に1両=122匁4分、嘉永元 (1849) 年に金1両=両札121匁6分。

(三) 酒造と販売

石高制社会において、米を原料とする酒造業が為政者の嚴重な統制を受けたことは改めて言うまでもない。延岡藩でも酒造に対する規制は早い時期からみられ、寛永十九年に尾末村金十郎に与えられた新酒作り免状では、臼杵郡一帯での売酒が嚴禁されており、藩の嚴しい統制下にあったことが窺われる。⁰⁰ 肥後領益城郡浜町では、元禄期に五軒の造酒屋が繁栄していたといわれるが、高千穂郷でも貞享三年に郡代が高千穂代官・庄屋および百姓中に対して出した教諭書三七条のうち、四条が飲酒や隠酒売に関するものであり、特に「在々隠酒売数多有之由相聞候」と隠酒売が広範に行われていたことがわかる。また、元禄三年十二月の高千穂郷愁訴で提出された口上書では、「高知尾所々酒場御座候処ニ、御口屋ニテハ御口銀御取被成、売場ニテハ立銀上納被仰付置候故、酒殊之外高直ニ御座候而、村中之いたミニテ御座候」と、口銀や立銀（売上税）のため酒直段が高値となるとして、その免除を要求している。高千穂郷内で造られた酒が、郷内各地で販売・消費されるとともに、口屋を通して他領へ移出されていたことがわかる。

高千穂郷の酒屋をみると、天明八年時の酒株高は一三〇石から四斗五合まで格差が大きく、全体として小規模経営が多いのが特徴である。⁰⁴ 軒数は城下とほぼ同数の一八軒、平均酒造高は一三七石余であった。元禄期に郷内で九軒の酒屋が天明期には一八軒に倍増しており、山間地高千穂郷でも酒造技術が浸透し、原料米の確保が可能となったため、小規模ではあるが酒造株を取得し酒造業に携わる百姓数の増加に繋がったとみられる。ちなみに天明八年の延岡領内の

第6表 天保二～五年甲斐家酒仕込高

	天保2年	天保3年	天保4年	天保5年
買御	120.000	139.800	48.900	108.000
入払計	43.300	55.400	38.600	41.000
米米①	163.300	195.200	87.500	149.000
諸引高②	21.610	29.750	14.305	24.150
実仕込高①-②	141.690	165.450	73.195	124.850

(註) 天保六年「卯辰巳午酒造惣勘定」(甲斐義久家文書)より作成。

平均酒造高は、城下町で四二二石余、宮崎郡で二一四石余であった。さて、現在甲斐家には数多くの証書類と酒造関係の帳簿類が残されているが、長期間に亘って網羅的に経営がわかるものではないため、経営状況を知りうる時期がある程度限定されるのは避けられない。これらの帳簿類のうち、比較的主とまっている天保期について

みていきたい。

第6表は、天保二～五年の酒仕込高について、原料米としての買入れ米・藩からの払米と、それから諸入用米を差引いた実仕込み高を示したものである。まず原料米は、藩から減醸が命じられ仕込高が半減した天保四年分を除いて、毎年周辺地域（おもに隣藩肥後領馬見原町）から一〇〇～一四〇石前後を買入れる分と、藩からの払米四〇石前後の計約一五〇～一九〇石ほど(①)で、これから米買入の小使銀や駄賃銀・口銀などの雑費(②)を差引くと、実際の仕込高は約一二〇～一六〇石ほどである。買入れ米の多くは、第7表に示すように肥後熊本藩の在町である馬見原町の商人たちから買入

第7表 天保三年仕込米の買入先

月 日	俵数	代 銀	買 入 先
9/11	30	1,072.5	肥後馬見原町豊前屋
"	16	572.0	肥後馬見原町間敷
9/25	30	1,075.5	"
10/18	10	357.0	肥後馬見原町吉野屋
11/ 6	50	1,650.0	肥後馬見原町豊前屋
11/26	100	3,600.0	肥後馬見原町豊前屋
閏11/ 8	100	3,500.0	"
"11/11	50	1,825.0	肥後馬見原吉野屋
"11/26	70	2,380.0	肥後馬見原豊前屋
12/11	8	264.0	肥左吉村・下野村・鶴町
"	8	320.0	上野村・浅ヶ部
12/15	40	1,600.0	三田井村
合 計	512	18,216.0	

(註) 天保六年「卯辰巳午酒造惣勘定」(甲斐義久家文書)より作成。但し閏11月26日分は岩戸村野方野の新助への米30俵・代銀1貫20目分を差引いた残り分。代銀合計は計算上の数字。

第8表 天保三～五年酒造勘定

	天保2年	天保3年	天保4年	天保5年
現 入 札				
諸 品 買 入 代	25,459.94 17,882.73	25,830.69 24,012.37	17,475.49 13,696.71	20,609.37 17,243.98
小 計 ①	43,342.67	49,843.06	31,172.20	37,853.35
米代ノ高 諸雑用費 その他) ②	27,637.13 6,116.82	27,352.05 7,619.84 1,289.78	18,996.29 5,712.38	22,684.68 6,293.96 118.80
支出ノ ④	33,753.95	36,261.67	24,708.67	29,097.44
利 益 ①-④	9,588.72	13,581.39	6,463.53	*8,755.91

(註) 天保六年「卯辰巳午酒造惣勘定」(甲斐義久家文書)より作成。*計算上の数字。

れたものである。このほか高千穂郷の上野村・下野村・三田井村などの周辺村から、少量ではあるが個人的な買入がみられる。天保期の同家の酒造勘定をまとめると、第8表のようになる。費目は、大きく入銀ノ①、米代ノ高②、諸雑用一切ノ高③、支出ノ④、およびその差引利に分けられる。まず入銀ノ①をみると、各年とも

「現入札」の銀額が突出しているが、これは所謂入銀予定の元金と考えられる。以下、下野村や周辺地域での酒販売代、酒場・車場の経営費や駄賃銀、酒造のための薪などの原料費、煙草・芋・麦・唐黍などの産物買入れ代などがあり、毎年三一〜四九貫目余に上る。これに対して米代ノ高②と諸雑用一切ノ高③を加えたものが支出ノ④である。諸雑用一切ノ高③として計上された費目の中には、進物酒代や麦唐黍代・火繩代・売場入用諸小買一切ノ高・紙代等、①と重複する費目・銀額のものも少なくない。後に支出される予定の費目が収入として計上されているのであり、これはあらかじめ必要な費目で予算として組み、後に実際掛かった費用で相殺したものと考えられる。こうして差引き勘定がなされ、実際の利益は減醸令のあった天保四年でも六貫四六三匁余、前年は一三貫五七一匁余で、この時期の利益は平均九貫目余となっている。史料上の制限により、長期的展望を知り得ないのが残念であるが、原料米を他領からの移入に大きく依存し、諸雑用のうち杜氏給銀や飯米・駄賃・手間賃などが四割以上も占めるなかで、酒造経営から得られる収益が絶対であったとは考え難い。

甲斐家で醸造された酒は、地域においてどのよう販売されたのであろうか。同家に残る年単位で販売した酒量と代銀を、村別・組別に記した「酒代書抜帳」をもとに、文化七年分の酒販売の状況を示し

第9表 文化七年酒販売状況

	買人数	酒代 <small>ノ</small>	1人当酒代
岩戸村	人	ノ	ノ
永野組	64	7,379.25	115.30
内野組	91	7,588.17	83.39
方野組	66	6,007.78	91.03
五ヶ村組	70	4,280.52	61.15
上路組	29	2,306.04	79.52
土東組	59	9,182.22	155.63
山三	95	5,423.92	57.09
裏田	53	2,692.39	50.80
井折	26	1,469.76	56.53

(註) 文化七年九月「酒代書抜帳」(甲斐義久家文書)より作成。但、酒代には借用銀も若干含む。

酒がなされていたことに驚かされるが、日々の飲酒や贈答に加えて、飲酒を伴う儀礼が多かったこともその要因の一つであろう。岩戸村では、買人数三七九人の酒代三六貫七四三匁余で、一人当りの買酒代は九六匁九分五厘に上る。村内でも東岸寺組が一番多く、同組の買酒代は村平均の約一・六倍、山裏村など他村平均の約二・八倍にも上っている。全体的に岩戸村の一人当りの酒代が他村に比して多いが、酒造元の村であると同時に、同村にある鉾山に従事する労働者層の存在も大きかったであろう。

以上、岩戸村甲斐家の酒造生産について、断片的な史料から同家

たものが第9表である。但し、酒代には当年の借用銀もともに含まれていないため全額が酒代でないことに注意する必要がある。

これによると、酒販売地域は岩戸村内の永野内組以下野方野・五ヶ村・上村・土路久・東岸寺の六組と、周辺の山裏村・三田井村・七折村に亘っている。各村・組ともに、酒買入れが広範に亘って行われ、かなりの量の飲

の経営を概観してきた。次章では、甲斐家から販売された酒代銀を、各人がどのような形で代銀返済を行っていたのかについて考えてみたい。

三 山産物の集荷と販売

(一) 酒代勘定の仕組み

地域において酒が広範囲に出回り、各人がかなりの量を購入していたことを確認したが、それでは各人たちはその酒代をどのように支払っていたのだろうか。文政十年「東岸寺組酒代勘定帳」から、岩戸村東岸寺組の酒代銀勘定についてまとめたものが第10表である。東岸寺組は岩戸村六組の一つで、甲斐家酒造場のある岩神よりさらに岩戸川上流の北側に位置する、組高七九石余・竈数五五軒の組である。帳面には五四人分の酒代・通代の合計と、その支払い勘定が記載されている。酒代は、(1)喜兵衛の九五五匁余から(54)今朝松の一寸五分四厘まで差が大きい、平均は七九匁余である。これに酒代とは別の借銀を加えたものが小計①である。これに対して支払勘定は、費目の略されたものが多く、岡藩札での支払いや個人間で相殺して支払うなど複雑であり、費目として「その他」とせざるを得ないものも少なくない。例えば(5)佐久弥の場合、酒代二三二匁五分二厘に対して煙草二九代一〇〇目と芋三貫目代七二匁の計一七二匁を入れ、差引き六〇目五分二厘とその利一四匁五分二厘の計七五匁四厘が不足となっている。過渡分▲が九例あるが、残り四五人は返済不足であり、酒代その他の計五貫五一九匁余①に対して、芋代一

第10表 文政十年東岸寺組酒代勘定

酒代	通代・他	小計①	字代	煙草代	その他	入金計②	差引①-②	利足	合計	備考
(1)喜久兵衛門 955.90	宛	宛	宛	宛	宛	宛	宛	宛	宛	通渡
(2)久右衛門 738.66	宛	宛	76.50	96.60	786.80	959.90	▲4.00	29.02	▲150.10	通渡
(3)左衛門 383.70	宛	宛	70.00	24.00	523.70	617.58	▲121.08	1.00	▲39.90	通渡
(4)左衛門 311.72	宛	宛	218.00	42.50	163.10	423.60	▲39.90	1.00	▲96.67	煙草2丸・済
(5)左衛門 232.52	宛	宛	72.00	124.28	144.27	268.55	▲95.67	14.52	75.04	久五郎・浅平・善平分
(6)補右衛門 144.36	宛	宛	50.46	23.00	70.90	144.36	0.00	10.72	29.97	
(7)補右衛門 141.10	宛	宛	81.00	50.00	4.50	150.00	▲19.25	34.85	151.47	
(8)若木次郎 128.48	宛	宛	76.00	64.50	8.10	84.10	▲116.62	23.22	120.00	煙草46斤半、1/28済
(9)若木次郎 88.38	宛	宛	59.80	44.26	44.26	44.26	42.52	0.56	42.52	済
(10)若木次郎 83.61	宛	宛	25.60	35.00	3.12	59.80	0.56	4.02	12.00	通渡
(11)治平次郎 60.36	宛	宛	116.20	50.00	102.70	60.60	▲7.98	0.72	▲2.28	通渡
(12)治平次郎 58.73	宛	宛	52.01	35.00	3.12	119.32	▲3.00	4.02	19.99	通渡
(13)知治平次郎 37.85	宛	宛	52.01	56.25	102.70	102.70	▲19.99	18.40	95.10	通渡
(14)知治平次郎 57.46	宛	宛	52.00	56.25	10.54	62.55	▲76.70	12.38	63.98	通渡
(15)左衛門 57.10	宛	宛	52.00	56.25	-4.60	103.65	▲51.60	5.00	55.00	通渡
(16)左衛門 51.21	宛	宛	52.00	145.00	42.54	187.54	▲50.00	6.36	59.40	煙草入証文子4月引
(17)重次郎 48.02	宛	宛	53.04	50.00	22.96	0.00	▲27.28	0.95	27.28	通渡
(18)庄次郎 43.04	宛	宛	50.24	83.00	24.00	22.96	▲0.95	0.00	0.95	通渡
(19)次郎 40.39	宛	宛	9.85	50.00	24.33	74.33	▲0.95	4.00	20.70	煙草40斤・字1済
(20)次郎 39.51	宛	宛	73.37	49.24	49.24	49.24	▲0.00	5.04	5.04	煙草・済
(21)次郎 38.50	宛	宛	49.24	22.80	22.80	22.80	▲16.70	1.20	6.21	煙草・済
(22)力次郎 37.20	宛	宛	2.30	26.60	26.60	47.80	▲23.27	33.88	33.88	金給分・入
(23)力次郎 36.47	宛	宛	25.00	9.50	13.50	13.50	▲23.27	7.00	2.85	11人引2宛3分出・煙草・済
(24)字次郎 35.46	宛	宛	21.20	13.50	24.00	24.00	▲2.30	0.55	0.00	受取
(25)久吉平吉 34.47	宛	宛	25.00	13.50	2.16	14.00	▲13.02	4.08	4.08	1/20受取
(26)虎右衛門 33.88	宛	宛	24.00	18.31	14.00	24.00	▲4.08	0.00	0.00	煙草・済
(27)吉右衛門 33.85	宛	宛	24.00	18.31	17.92	37.60	▲17.92	0.00	17.92	煙草・済
(28)吉右衛門 30.76	宛	宛	83.00	36.00	1.60	38.30	▲125.20	0.00	47.35	前常右衛門分・入・字・済
(29)次郎 26.30	宛	宛	10.00	1.20	11.20	11.20	▲47.35	13.54	13.54	字・済
(30)次郎 26.22	宛	宛	27.33	24.00	2.16	27.33	▲13.02	2.27	11.71	通渡、新帳・入
(31)力右衛門 23.96	宛	宛	24.00	14.00	14.00	14.00	▲0.00	3.45	3.45	2宛35宛・入・字・済
(32)力右衛門 21.68	宛	宛	13.13	18.31	3.00	3.00	▲9.44	0.00	11.71	通渡
(33)定吉 18.31	宛	宛	10.00	18.31	18.31	18.31	▲3.45	0.00	0.00	通渡
(34)金次郎 15.86	宛	宛	86.90	36.00	1.60	37.60	▲17.92	0.00	17.92	通渡
(35)金次郎 15.60	宛	宛	10.00	36.00	1.20	125.20	▲47.35	0.00	47.35	前常右衛門分・入・字・済
(36)藤太郎 15.33	宛	宛	10.00	1.20	11.20	11.20	▲47.35	13.54	13.54	字・済
(37)藤太郎 13.45	宛	宛	10.00	0.00	0.00	0.00	▲13.34	3.45	3.45	通渡
(38)藤太郎 13.45	宛	宛	10.00	0.00	0.00	0.00	▲3.45	0.00	0.00	通渡
(39)藤太郎 13.13	宛	宛	13.13	3.00	3.00	3.00	▲9.44	0.00	11.71	通渡
(40)字三郎 12.44	宛	宛	23.00	8.83	8.83	23.00	▲1.22	4.70	4.70	2宛35宛・入・字・済
(41)平吉 11.48	宛	宛	15.53	8.83	6.83	8.83	▲4.70	3.24	3.24	通渡
(42)由比 11.23	宛	宛	12.07	73.60	5.25	73.60	▲0.43	3.55	3.55	通渡
(43)由比 9.84	宛	宛	7.24	7.24	7.24	7.24	▲0.43	8.97	8.97	通渡
(44)由比 8.61	宛	宛	8.11	5.25	5.25	5.25	▲2.86	1.73	1.73	通渡
(45)由比 8.11	宛	宛	3.86	10.00	10.00	10.00	▲6.14	3.48	3.48	通渡
(46)由比 7.24	宛	宛	3.48	10.00	10.00	10.00	▲3.48	8.15	8.15	煙草代済
(47)由比 3.86	宛	宛	3.48	25.30	20.00	25.30	▲3.50	4.65	4.65	通渡
(48)由比 3.48	宛	宛	48.00	25.30	20.00	68.00	▲15.70	2.64	15.70	通渡
(49)由比 3.45	宛	宛	48.00	25.30	20.00	68.00	▲15.70	2.64	15.70	通渡
(50)入吉 3.04	宛	宛	2.64	8.86	10.00	10.00	▲1.14	1.14	1.14	通渡
(51)清右衛門 2.64	宛	宛	8.86	12.45	12.89	25.34	▲10.91	2.42	13.33	通渡
(52)字吉 2.16	宛	宛	34.71	6.70	10.00	10.00	▲1.14	1.14	1.14	通渡
(53)朝朝 1.54	宛	宛	34.71	6.70	10.00	10.00	▲1.14	1.14	1.14	通渡
(54)今計 4,278.67	宛	宛	1,240.90	5,519.57	1,213.80	4,496.56	1,023.01	177.72	1,200.73	

(註) 文政十年十月「東岸寺組酒代勘定帳」(甲斐義久家文書)より作成。小計①には割合分や利子等を含む。▲は通渡分。数字は計算上の数字。

近世山村における豪農経営と地域社会（大賀郁夫）

第11表 天保六年若松屋薪買入状況

薪 売 人	薪（貫目）	代銀（匁）	備 考
(1) 工 両	2,750	131.420	酒代にて済
(2) 紋 七	1,475	84.280	
(3) 駒 治	1,420	81.100	
(4) 利 三 次	1,300	74.260	酒代46匁30引
(5) 忠 岩 次	1,125	64.280	酒代所に出す
(6) 宗 次	1,120	63.420	酒代7分引
(7) 栄 吉	1,100	62.850	酒代2匁引
(8) 久 次・要	1,050	60.000	
(9) 仲 治	1,022	58.400	
(10) 定 吉	950	54.200	
(11) 喜 藤 治	912	52.110	
(12) 林 治	870	49.700	酒代にて済
(13) 金 蔵・休	835	47.710	酒代9匁97引
(14) 継 太郎・松蔵	835	47.710	酒代11匁97引
(15) 郊 三 郎	825	47.140	酒代引6匁15引
(16) 勝 三 郎	770	44.000	酒代4匁25引
(17) 只 吉	720	41.140	
(18) 伴 作	560	32.000	酒代にて済
(19) 甲 弁 殿	525	30.000	酒代14匁引
(20) 弥 五 郎	500	28.550	酒代16匁67・紙代4匁50引
(21) 弥 五 郎	500	28.570	酒代1人前14匁28引
(22) 今 吉	470	26.800	
(23) 岩 次	470	26.850	
(24) 利 三 次	447	24.680	
(25) 利 三 次	420	18.000	酒代勘定帳に出す
(26) 為 治	418	23.880	
(27) 伴 作	380	21.710	酒代にて済
(28) 光 次	370	16.850	酒代にて済
(29) 田 兵 三	350	20.000	
(30) 伊 七	320	18.280	10匁両吉渡、残酒代にて済
(31) 紋 次	310	17.710	酒代16匁40引
(32) 寅 三 次	299	16.500	
(33) 弥 三 次	288	16.450	
(34) 房 吉	280	16.000	蔵酒・糠代7匁30、残酒代にて済
(35) 伊 郎次・勘五	276	15.770	
(36) 弥 三 次	260	14.850	酒代10匁73引
(37) 伊 三 次	220	12.570	酒代9匁75引
(38) 佐 次	200	11.400	酒代にて済
(39) 伊 藤 次	195	11.140	酒代にて済
(40) 覚 次	190	10.850	
(41) 松 蔵	168	9.600	
(42) 文 吉	160	9.140	
(43) 伊 三 次	156	8.910	酒代7匁引
(44) 寅 八 次	130	7.420	酒代にて済
(45) 林 次	126	7.200	酒代にて済
(46) 常 五 郎	124	7.080	
(47) 熊 太 郎	120	6.850	
(48) 常 太 郎	115	6.270	
(49) 要 朝	110	6.280	
(50) 今 朝	90	5.140	
(51) 政 治	70	3.000	酒代にて済
(52) 林 次	60	3.420	
(53) 伊 三 次	54	3.080	酒代にて済
(54) 幸 七	54	3.080	
(55) 覚 弥	52	2.970	酒代にて済
(56) 幸 七	40	2.280	
(57) 才 助	40	2.280	酒代にて済
(58) 光 次・文吉	23	1.020	
(59) 伊 三 次		3.220	両度分過銀、酒代引合勘定済
合 計	29,019	1,621.370	

(註) 天保六年八月「薪木買入帳」(甲斐義久家文書)より作成。合計は計算上の数字。

第12表 天保七年若松屋麻苧買入状況

月 日	麻 苧	代 銀	売 主	備 考
2月14日	500.0	10.500	中ノ■ 和作	
	1,000.0	23.000	野方野 傳次郎	
	840.0	13.400	” 源藏	
15日	1,000.0	25.000	東岸寺 久平	
	500.0	14.000	板木 重吉	
30日	1,000.0	27.000	神楽尾 又次	
	1,000.0	26.000	” 里か	
3月 2日	2,000.0	53.000	大ノ原 新吉	
	140.0	3.200	戸ノ口 要倉	
	110.0	2.800	板木 重吉	
4日	500.0	14.000	野方野 岩次	
	1,000.0	26.500	” 栄作	
7日	2,760.0	69.000	落立 久次郎	
	930.0	14.000	上ノ村 久兵衛	
8日	4,000.0	106.000	神楽尾 辰弥	
9日	4,000.0	80.000	— 若次	
	2,450.0	63.700	上岩神 里右衛門	
	3,000.0	69.000	立宿り 栄吉	
	6,000.0	144.000	” 金次郎	3月11日伸弥遣ス
17日	2,000.0	53.000	— 佐勇	
18日	1,000.0	26.000	大猿渡 勝右衛門	うち岡札30匁2月16日渡、差引4匁過
	3,230.0	87.200	大ノ原 新吉	
	2,000.0	50.000	尾谷 秀右衛門	
19日	2,000.0	51.000	尾平 伊之介	
	5,000.0	127.500	野方野 甲新	
20日	2,000.0	56.000	廻 喜代次	
	中紙1束	11.000	尾八重 智孝市	苧買銀内にて出ス
21日	1,000.0	13.000	才田 太夫	
22日	2,000.0	56.000	東岸寺 金次	
	1,000.0	26.000	” ”	
24日	1,000.0	25.000	— 大次郎	
	1,000.0	(25.000)	東岸寺 倉右衛門	うち20匁貸置、差引菊治受込銀内ニ遣ス
26日	1,670.0	54.500	— 氏平	
	3,000.0	80.500	— 今朝松	
	630.0	14.500	— 秀右衛門	
	320.0	8.800	— おます	
29日	1,000.0	26.000	黒原 吉弥	
	500.0	13.300	” 亀次	
	1,000.0	25.500	東岸寺 倉右衛門	
合 計	64,080.0	1,613.900		

(註) 天保七年申二月吉日「麻苧買入帳」(甲斐義久家文書)より作成。
合計は計算上の数字。中紙1束は苧1貫目分に相当か。

貫二一三匁余、煙草代一貫二二三匁余、その他を合わせて入銀合計②は四貫四九六匁余と、返済率は約八一・五%になる。なおこの場合、全体の約四四・二%に当たる二貫四三七匁余が、高千穂郷の特産物である麻苧と煙草で返済されている。このように、酒代ほか用銀の支払いは、代銀のかわりに麻苧や煙草・唐黍・薪・茶・菜種などの現産物や、駄賃銀・小使賃・奉公賃銀などの労働現夫などで相殺されたのである。

ここで、具体的な例をみてみよう。第11表は、天保六年の若松屋によって買入れられた薪の状況についてまとめたものである。薪は酒造時の燃料

第13表 野方野組菊治の年間差引勘定

期 間	手間人	行 先・他
亥 2/~	2人	峰
	9	山裏
	3	峰
2/27~3/4	8	土路久上村方
3/14	2	東岸寺・板木
4/	4	峰
6/13~14	2	落立・峰
6/25~26	2	野方野
7/1	2	落立
10/13~16	4	土路久
10/22~11/11	19	-
11/24~29	6	
寅 1/12~15	4	
3/12~20	14	
閏 3/17~29	13	
4/15~20	6	
6/14~18	5	
6/27~7/4	8	
7/	2	野方野・大平廻り
7/17	1	火入
8/12~29	15	
9/28	13	
10/18~11/21	34	
11/23~12/4	11	
卯 2/23~晦	8	
2/13~14	2	
2/6 ~7	2	
2/14~28	15	寺尾
3/07 ~13	6	
4/04 ~20	7	
4/26~5/4	9	
"	1	かや受取
6/5	1	火入
6/6	1	小家口つし
6/19~29	7	
9/01~12/30	116	
合 計 (寅・卯年分)	301	12/30改 代602匁 差引25匁2不足

(註) 文政13年「歳季日履帳」(甲斐義久家文書)より作成。
野方野組菊治(借銀627匁2分)の分。

断片的ではあるが、文化七、文政十年に延岡城下町の竹田屋との、菜種子と煙草その他の取引勘定を示したものである。品代として鍋・羽釜・染代・絹糸・筵綿・肴代などがあり、これを菜種子・煙草その他の産物で支払っている。また時代は下るが、慶応四年の綿屋七兵衛との取引きでは、白唐木綿・染代・金赤水引・蠟燭・髪附・枕・半紙・晒木綿・浅黄小紋・縞織物・袴・中綿・結糸・木綿・妻立針・籠・膏葉・茯苓などの生活用品のほか、塩・切昆布・鶏冠海苔・水蒟蒻・割昆布・白胡

であり、諸雑用費のなかでも最大であった。薪売人五人から薪二九〇一貫目、その代銀一貫六二一匁余が書上げられており、一人平均四九一貫目余・代銀二七匁、このうち半数以上が薪代銀を酒代に充てていることが分かる。また第12表は、翌天保七年の麻苧の買入れ状況を示したものである。一、二、三月にかけて、東岸寺や野方野・神楽尾・板木・尾谷など、若松屋周辺の村々の延べ三九人から麻苧六五貫八〇目・代銀一貫五七八匁余が支払われているが、これも酒代や借用銀と相殺されたと考えられる。

産物のほか、労働力すなわち手間賃で相殺されたものも多い。第13表は、野方野村の菊治の手間を示したものである。菊治には、甲斐家に六二七匁二分の借銀があったが、文政十三年に一二六日、翌

年は一七五日の手間を勤めている。行先は、隣村の山裏村や、岩戸村内の峰・土路久・板木・落立・東岸寺・落立などの小村であり、ほかに(山や畑の)火入れや萱受取りに従事している。手間賃はその行先の遠近とかがかった日数により何人分手間という形で計算され、年末に一人分二匁として計上された上で相殺される。菊治の場合、文政十三・十四年の二年間に計三〇一日分六〇二匁が元銀より差引かれ、残り二五匁二分となっている。

(二) 産物の集荷と販売

甲斐家には借銀返済として多くの産物が集荷されたが、それらは主に延岡城下や肥後領馬見原町の商人らへ販売された。第14表は、

第14表 文化～文政期延岡城下竹田屋との取引勘定

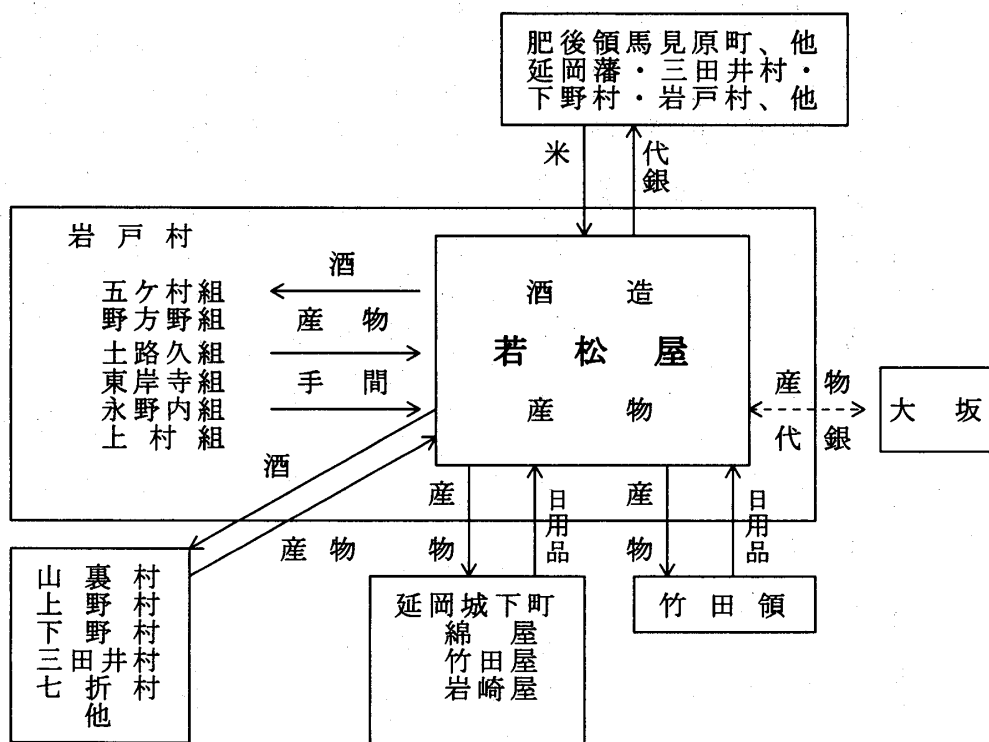
年	品代計	入 銀			払 計	差 引
		種子代	煙草代	他		
	匁	匁	匁	匁	匁	匁
文化 7 (1810)	3,627.97	—	1,502.49	56.34	1,558.83	2,069.14
文化10 (1813)	8,272.05	—	3,087.24	894.97	3,982.21	4,289.84
文化13 (1816)	9,930.64	—	8,013.68	119.26	8,132.94	1,797.70
文政 2 (1819)	1,006.50	—	—	—	850.00	156.50
“ 5 (1822)	4,652.51	1,474.09	—	2,452.56	3,926.65	725.86
“ 8 (1825)	5,276.52	—	2,816.90	454.78	3,271.68	2,004.84
“ 9 (1826)	8,295.34	1,851.07	6,676.25	269.99	8,797.31	501.97
“ 10 (1827)	12,290.70	—	6,453.28	1,400.86	7,854.14	4,436.56

(註)「惣勘定目録」(125・131・132・166・169・171・172・173)より作成。
表中「—」は無記載、「(入銀)他」は計算上の数字。

麻・数子・鯉・大鯛・小鯛・蒲鉾・菓子昆布・丸麩・白砂糖などの贅沢品ともいえる食品類、煙管・墨・硯石・短冊・書籍・小倉帯などの嗜好品・教養品に至るまで、その品数は驚くほど多岐に及ぶ。これらの代銀は、麻苧・菜種子などの産物で差引勘定されている。

若松屋をめぐる酒販売と産物の集荷・取引勘定についてまとめると、図のようになる。周辺の村々に酒を販売し、その代銀を山産物もしくは労働で集荷して、それを城下町や隣藩の在郷町に送り、引替えに日用品はもとより高価な嗜好品まで調達していたのである。

図 若松屋の酒販売と産物勘定関係略図



結びにかえて

以上、山村における豪農経営について、日向国臼杵郡高千穂郷岩戸村で高利貸業や酒造業を営む若松屋甲斐家を例に概観してきた。小稿で明らかにしたことをまとめ、結びにかえたい。

甲斐家は、元禄五年に岩戸村岩神の小侍甲斐長右衛門の三男辰右衛門が百姓分家したことに始まる。享保年間に酒造業に着手し、元文元年からは酒株を購入して本格的な酒造業を開始した。酒造業は成功し、宝暦十年には藩への御用調達銀上納により、給地一石の小侍に取立てられる。以後、同家は献納を繰返し、天保年間までに給地三石七斗・一〇人扶持・初五俵と、紋付・小袖・麻袴を拝領し、山林下役格や村廻役格などを勤めている。

甲斐家の豪農経営の特徴は、平野部と異なり、積極的な土地集積は見られず、その結果広範な地主経営が展開しなかったということである。甲斐家では、高利貸や酒販売による借財の担保は畑作地であったが、あくまで質地という形で永代売買は稀であった。非米作地域での生産性の問題もあり、今後山村の土地所持の意味を考えていく必要がある。

甲斐家の家業のうち、中心は高利貸業と酒造業であった。同家に残る証書類をみると、年平均の借付銀額は銀三貫七五一匁余、金三四両余であり、岩戸村の年貢地子銀・夫役銀の総計が一〇貫目余であることから、その額の大きさが窺える。山村の不安定な生産性もあり、居村はもちろん周辺村々の百姓たちは、何らかの形で甲斐家と高利貸関係で繋がっていたと考えられる。一方酒造業は、天保

期をみると、藩からの払米や隣藩肥後藩領馬見原町などから買入れた米一五〇〜一九〇石余のうち、諸経費を差引いた一二〇〜一六〇石余が仕込まれた。これらの酒は、居村を中心に周辺の山裏・三田井・七折・下野各村々で、かなりの量が販売されている。儀礼や贈答用に加えて、日々の飲酒慣行も広くあったことが窺える。

こうした甲斐家の高利貸業や酒販売に対して、借財主や酒買主の多くは、自らが生産する山産物や労働力で一部を相殺した。山産物の多くは麻苧や煙草・唐黍・茶・菜種などであり、甲斐家では集荷した産物を延岡城下町商人や周辺在郷町商人へ販売し、代わりに木綿・蠟燭・葉・鍋釜などの生活用品のほか、塩・昆布・胡麻・絹布・鯛・鯉・白砂糖などの高級嗜好品、墨・硯・短冊・書籍などの教養品などが購入されている。山村に居ながら鯛や鯉・昆布などの海産品を食し、俳諧や読書を愉しむ豊かな生活が推測され、生活水準や文化的教養の高さを窺うことができる。

幕末期、甲斐家は居村内の水路開削を次々に行っていく。嘉永六年の黒原新井出普請や、安政年間に東岸寺門黒岩から岩神間の新用水開削¹⁷⁾に¹⁸⁾入用銀を提供し、水田開発掛合を勤めている。また元治元年には、土路久から五ヶ村門牛石間の新用水掘通を主導するなど、地域の公共事業にも積極的に推進し、維新後は地方名望家の途を辿ることになる。維新後の甲斐家の動向については、今後の課題としたい。

註

- (1) 渡辺尚志編『近世地域社会論』(岩田書院 一九九九)、岩田浩太郎「豪農経営と地域編成—全国市場との関係をふまえて—」(『歴史学研究』七五五—二〇〇一)、山崎 圭「地域社会構造の変容と幕領中間支配機構」(右同)など。
- (2) 拙稿「近世期山村地域における中間層の様相—日向国臼杵郡高千穂の庄屋と郷士—」(『九州史学』第一三七・一三八合併号 二〇〇三)。
- (3) 高千穂町歴史民俗資料館蔵岩戸文書。
- (4) 矢津田家文書『高千穂小侍由緒書』(宮崎県地方史研究会一九七二)。
- (5) 「要用雜記」(矢津田家文書『宮崎県史 史料編近世3』所収)。
- (6) 嘉永三年「戊種方御勘定帳」(高千穂町歴史民俗資料館寄託矢津田家文書)。
- (7) 拙稿「近世期山村社会における融通関係について」(『宮崎公立大学人文学部紀要』第8巻第1号 二〇〇一)。
- (8) 森田誠一『近世における在町の展開と藩政』(山川出版社一九八二)一三〇—一三三頁。
- (9) 寛延元年閏十年「辰御年貢銀外御物成諸運上銀勘定帳」(岩戸文書)。
- (10) 寛永十九年「新酒作り免状」(黒木家文書『宮崎県史 史料編近世1』所収)。
- (11) 前掲註(8) 一〇四頁。
- (12) 貞享三年十二月廿三日「梶田市之丞殿被仰渡書」(岩戸文書『宮崎県史 史料編近世1』所収)。
- (13) 元禄三年「高千穂川北庄屋中御断申上候口上書扣」(岩戸文書『宮崎県史 史料編近世1』所収)。
- (14) 天保八年「酒造人酒造米石高等取調帳」(内藤家文書)。
- (15) 明治四年「五人組帳面惣寄帳」(岩戸文書)。
- (16) 嘉永六年「黒原用水堀通に関する日記抜粹」(昭和十一年写 岩戸文書)。
- (17) 安政四年二月「岩本東岸寺田ひらき控帳」(岩戸文書)。
- (18) (昭和六年か) 上寺普通水利組合「土路久より五ヶ村へ掘通用水旧記写」(岩戸文書)。